

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	渡辺 猛之	(自民)	中西 祐介	(自民)	田名部 匡代	(民進)
理事	舞立 昇治	(自民)	野村 哲郎	(自民)	舟山 康江	(民進)
理事	山田 修路	(自民)	平野 達男	(自民)	竹谷 とし子	(公明)
理事	徳永 エリ	(民進)	藤木 真也	(自民)	矢倉 克夫	(公明)
理事	紙 磯崎 陽輔	(共産)	山田 俊男	(自民)	儀間 光男	(維新)
	進藤 金日子	(自民)	小川 勝也	(民進)	森 ゆうこ	(無)
			櫻井 充	(民進)		(28.10.18現在)

（1）審議概観

第192回国会において、本委員会から法律案1件を提出することを決定したほか、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔法律案の提出〕

11月17日、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等の被害の深刻な状況が依然として続いていること、長期的な鳥獣の捕獲等の対策強化及び捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等の推進が求められている現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進のために必要な措置を講じようとするものである。

〔国政調査〕

10月27日、農林水産に関する調査を議題とし、SBS米の価格が国産米相場に与える影響、農政の主要課題における政策目標及びその進捗状況、農林水産物・食品輸出額の目標である1兆円の積算根

拠、北海道における農地復旧費に対する補助限度額が都府県の水準を下回っている理由と改善の必要性、土地改良事業の必要性と予算確保の方針等について質疑を行った。

11月17日、農林水産に関する調査を議題とし、生産調整が見直される30年産以降も需給調整に行政が関与する必要性、指定生乳生産者団体制度見直しの議論の背景及び同制度が果たしてきた役割の評価、収入保険制度を創設する必要性と農業共済制度との相違点、「浜の活力再生プラン」の取組の進捗状況、農地集積において農地の出し手に手厚い支援をする意味等について質疑を行った。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。なお、政府に対し、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議を行った。

12月13日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、加工原料乳生産者補

給金の対象に生クリーム等を追加し単価を一本化することによる生産費補償効果、指定生乳生産者団体の役割・課題及び英國・フランスの酪農政策の分析・評価、「農業競争力強化プログラム」の酪農家の働き方改革に盛り込まれた支援の内容、

畜産の生産費低減のため飼料自給率を向上させる必要性、日EU経済連携協定交渉における基本姿勢、鳥インフルエンザの発生原因及び農林水産省の対応状況等について質疑を行うとともに、政府に対し、畜産物価格等に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成28年10月18日(火)(第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成28年10月27日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- SBS輸入米取引に関する件、攻めの農業に関する政府の政策目標に関する件、平成28年8月以降の台風による農林水産被害に関する件、土地改良事業に関する件等について山本農林水産大臣、磯崎農林水産副大臣、矢倉農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

櫻井充君（民進）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森ゆうこ君（無）、進藤金日子君（自民）

○平成28年11月17日(木)(第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 米政策に関する件、規制改革推進会議の提言に関する件、収入保険制度に関する件、水産業振興対策に関する件等について山本農林水産大臣、松本内閣府副大臣、磯崎農林水産副大臣、矢倉農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤木眞也君（自民）、舟山康江君（民進）、竹谷とし子君（公明）、儀間光男君（維新）

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の

ための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議を行った。

○平成28年12月13日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について山本農林水産大臣、磯崎農林水産副大臣、松本内閣府副大臣、富樫総務大臣政務官、矢倉農林水産大臣政務官、滝沢外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤木眞也君（自民）、舞立昇治君（自民）、櫻井充君（民進）、田名部匡代君（民進）、竹谷とし子君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森ゆうこ君（希望）

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成28年12月14日(水)(第5回)

- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議—

政府は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等については、鳥獣被害対策実施隊により実施されることとなるよう、その設置数の増加を図るとともに、狩猟者の鳥獣被害対策実施隊員への移行・加入を促進すること等を通じ、猟銃等による捕獲等を行う隊員数の増加を図るために必要な措置を講ずること。
- 二 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置が平成24年改正により設けられた際の検討の経緯等を十分に踏まえ、当該免除措置を受ける者に対しては、事故防止のための指導を適切に実施するとともに、猟銃の操作及び射撃の技能向上並びに安全確保が図られるよう必要な措置を講ずること。
- 三 効果的な被害防止活動の実施及び正確な捕獲数の把握による個体数管理を進めるため、捕獲事業の実施に当たって、当該事業の厳格な運用を行うよう、地方公共団体に対し適切に指導・助言を行うこと。
- 四 対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する財政上の措置については、その適正な支出が確保されるよう万全を期すこと。
- 五 捕獲等をした鳥獣についての有効な利用を促進するため、食肉としての活用のほか、ペットフード、飼料、皮革製品、漢方薬等の多様な活用の在り方を検討し、その促進のために必要な措置を講ずること。
- 六 捕獲等をした鳥獣について食肉としての流通及び消費を拡大する観点から、当該食肉の安全性その他必要な情報の表示に関する施策について検討すること。
- 七 被害防止施策と指定管理鳥獣捕獲等事業との連携に係る施策を講ずるに当たっては、地域において活動する狩猟者団体その他関係者間の都道府県による調整機能が一層強化されるよう、都道府県に対し積極的な指導を行うこと。
- 八 鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する科学的な調査に基づく鳥獣の個体数等の適確な把握のための取組を促進し、その調査結果を被害防止対策に活用できること。
- 九 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害によって鳥獣の捕獲等又は捕獲等をした鳥獣の利用が困難となっている地域があることに鑑み、関係行政機関が連携して必要な施策を着実に実施すること。

右決議する。

—畜産物価格等に関する決議—

我が国畜産・酪農経営は、高齢化、後継者不足などにより、飼養戸数、飼養頭数とも減少傾向にあり、繁殖雌牛や乳用後継牛の増頭、生産コストの削減などによる生産基盤の強化を通じた経営の安定と競争力の強化、労働負担の軽減が喫緊の課題となっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成29年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、

次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 我が国畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、地域農業・地域社会を支える多様な畜産・酪農について、畜産物の付加価値の向上や飼料等の生産費削減等の取組を通じて、将来に向けて魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、十分な所得を確保し得る実効性のある施策を実施すること。
- 二 加工原料乳生産者補給金の単価及び交付対象数量については、生クリーム等の液状乳製品の加工原料乳生産者補給金制度への追加と補給金単価の一本化を行い、酪農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。
- 三 労働時間が長いといった酪農経営者の労働条件を大きく改善するため、酪農ヘルパーや公共牧場等を活用した育成の外部化を支援するとともに、搾乳ロボットやパーラーをはじめとする省力化機器や施設の整備に対して集中的に支援を行うこと。
- 四 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、子牛価格の高騰等を十分勘案し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。
- 五 畜産・酪農の生産基盤の強化を図るため、関係事業者が連携・結集し、地域一体となって収益を向上させる地域ぐるみの畜産クラスター事業を強力に推進すること。また、繁殖雌牛の増頭や新規参入に対する支援及び和牛受精卵移植を活用した和子牛生産、性判別技術と受精卵移植技術の活用による計画的な乳用後継牛の確保、優良な純粋種豚の導入等への支援を一層強化すること。
- 六 配合飼料価格安定制度については、畜産・酪農経営の安定に資するよう、必要な財源を確保し、引き続き制度の安定的な運営を図ること。
- 七 輸入飼料に過度に依存せず、国産飼料生産基盤に立脚した畜産・酪農経営の確立を図るため、飼料用米・稻発酵粗飼料等を活用した耕畜連携、コントラクター・TMRセンターの育成、高栄養粗飼料の増産、草地改良の実施、放牧の推進、エコフィードの生産・利用等への支援を一層強化すること。
- 八 国産畜産物の輸出拡大のため、H A C C Pなど輸出先国の衛生条件を満たす食肉処理施設の整備の促進、日本ブランドを前面に立てた市場開拓の取組への支援、戦略的な動物検疫協議の実施など、輸出促進対策を一層強力に進めること。また、原発事故等を要因とする各国の輸入規制の撤廃・緩和を強力に申し入れること。
- 九 原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稻わら、牧草及び堆肥等の農業系汚染廃棄物の処理を強力に推進するとともに、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。
- 十 畜産経営に大きな被害を及ぼす高病原性鳥インフルエンザをはじめとする家畜の伝染性疾病等については、適切な飼養管理の徹底や予防対策などが重要であり、畜産農家における飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導や空港等における入国者に対する水際対策を徹底すること。また、産業動物獣医師の育成・確保に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病等に係る風評被害防止等の観点から、国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。
- 十一 加工原料乳生産者補給金制度の在り方の見直しは、指定生乳生産者団体の機能が今後も適正に発揮されることが極めて重要であることを念頭に置き、関係者の意見を聴き、十分な調整を経て行うこと。
- 十二 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）・養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の補填率の引上げ、豚マルキンの肉用牛並みの国庫負担水準引上げ及び肉用子牛の保証基準価格の算定方式の見直しについては、畜産農家の経営状況等を踏まえ検討を加え、必要があると認めるところ

きは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

十三　日EU経済連携協定交渉については、年内の大枠合意を目指して交渉が行われているが、内容よりも期限を重視するあまり国益が損なわれることのないよう、特に、豚肉、乳製品等をはじめとする農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、必要な国境措置をしっかりと確保すること。

右決議する。